

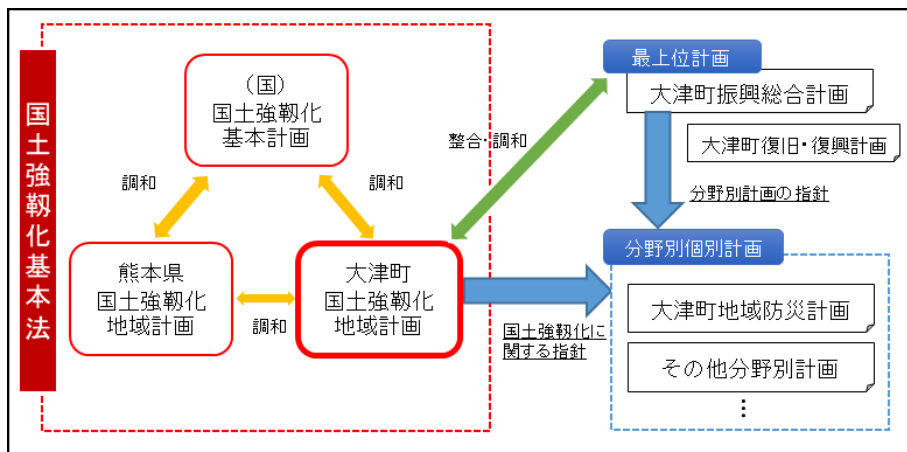
# 大津町国土強靱化地域計画の策定について

## 1. 本町の国土強靱化地域計画策定の趣旨等

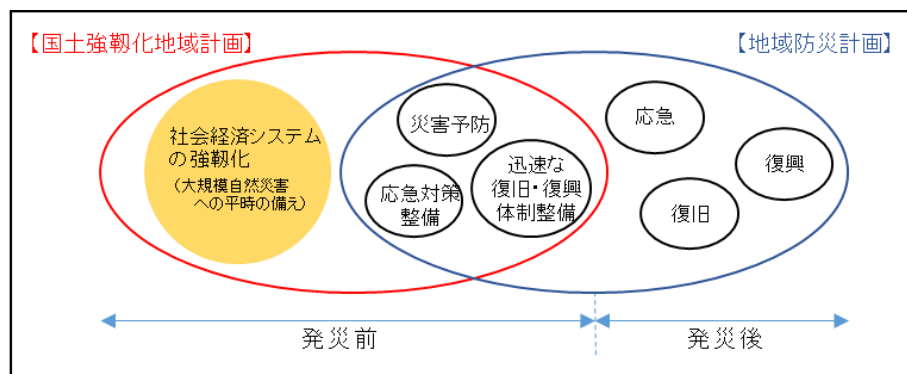
### <策定の趣旨>

- ・ 国土強靱化基本法第13条に基づき、今後起こり得る大規模自然災害に備えて、大津町国土強靱化地域計画を策定。
- ・ 熊本地震や過去の災害等を踏まえ、ハード対策だけでなく、ソフト施策を含めた総合的な防災体制を整備することにより、大津町の熊本地震からの復興のテーマである『**個人と地域のつながりを創り、育て、活かす**』を目指す。
- ・ 本計画に基づく取組みは、国の補助金等の支援を受けながら実施する。

### <国土強靱化地域計画の位置づけ>



### <地域防災計画との比較>



## 2. 基本目標

- ① 町民の生命を守ること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

### 3. 主な推進方針

#### 1 大規模自然災害が発生した場合の人命の保護

- 住宅・宅地の耐震化
- 公共建築物、医療施設等の耐震化及び火災防止
- 浸水被害の防止に向けた河川整備（調整池や下水道の整備を含む）
- 防災情報周知、予防的避難等避難体制の整備、防災訓練の実施

#### 2 大規模自然災害発生直後からの迅速な救助・救急、医療活動等

- 救助・救急、物資輸送ルート確保、孤立集落の発生防止に向けた道路整備
- 自衛隊、警察、消防等の応援部隊の円滑な受入体制整備
- 指定避難所・福祉避難所の見直し、防災機能の強化、周知徹底、円滑な運営
- 国や県のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備、水・食料等の備蓄
- 消防団員の確保・資機材の整備、自主防災組織の活動強化

#### 3 大規模自然災害発生直後からの必要不可欠な行政機能の確保

- 庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物の耐震性の強化
- 自治体間の受援体制の構築、業務継続計画（BCP）の策定
- 新庁舎建設に併せた防災システムの整備、災害対応業務マニュアルの整備

#### 4 大規模自然災害発生直後からの必要不可欠な情報通信機能の確保

- 防災拠点施設等の非常用電源の整備、通信手段の機能強化
- 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達

#### 5 大規模自然災害発生後の経済活動（サプライチェーンを含む）における機能不全の回避

- 事業者における業務継続計画（BCP）策定促進、金融機関や商工団体等との連携
- 農地や農業用施設の被害防止に向けたため池や用排水路等の整備
- 物資・エネルギー等の供給体制の整備

#### 6 大規模自然災害発生後の生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等の確保と早期復旧

- 上下水道施設の耐震化、上下水道BCP策定、生活用水の確保、応急給水体制の整備
- 燃料供給体制の構築、工業用水道施設の耐震化や計画的な更新

#### 7 制御不能な二次災害の回避

- 沿道建築物の耐震化、通行空間の確保
- 農業用ため池、ダム、砂防施設、道路防災施設の維持管理・更新

#### 8 大規模自然災害発生後の地域社会・経済の迅速な再建・回復に必要な条件整備

- 建設関係団体や災害ボランティアとの連携による応急復旧体制の強化
- 地域コミュニティの維持、コミュニティ・スクールによる地域と学校の連携強化
- 応急仮設住宅の迅速な提供、生活再建支援制度等の周知、罹災証明書の速やかな発行